参考様式（第3条関係）

幸手市保健師インターンシップ実施に関する覚書

　幸手市（以下「市」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「教育機関」という。）及び市がインターンシップの受け入れを決定した学生（以下「インターンシップ生」という。）は、幸手市保健師インターンシップ実施要領第3条第3号の規定に基づき、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条　インターンシップ生が、市の業務を実践的に体験することで、職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

（内容）

第2条　就業体験の内容は市の業務に関するものとし、詳細は市と教育機関が協議の上、決定する。

（インターンシップ生の身分）

第3条　インターンシップ生は、教育機関の学生の身分を有し、市の職員としての身分は有しないものとする。

（報酬等）

第4条　市は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

（就業体験に専念する義務）

第5条　インターンシップ生は、市の職員の指示に従い、就業体験に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第6条　インターンシップ生は、市の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条　インターンシップ生は、就業体験中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、就業体験終了後も同様とする。

２　教育機関及びインターンシップ生は、就業体験の成果を第三者に対し発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

（事故責任等）

第8条　教育機関及びインターンシップ生は、就業体験期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

２　市は、就業体験の受け入れ先での安全確保に当たることとし、就業体験中における事故に関しては、教育機関及びインターンシップ生の責任において対応しなければならない。

３　インターンシップ生が、故意または過失により市に損害を与えた時は、教育機関及びインターンシップ生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

４　インターンシップ生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

５　インターンシップ生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及びインターンシップ生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（就業体験の中止）

第9条　市は、インターンシップ生が前4条の規定に違反したとき、または就業体験を継続し難い事由が生じた場合は、就業体験を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨を通知する。

（報告）

第10条　インターンシップ生は、就業体験終了後、概ね1か月以内に幸手市保健師インターンシップ報告書（様式第3号）を作成し、市に提出しなければならない。

（その他）

第11条　本覚書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、または修正の必要が生じたときは、市と教育機関で協議の上、決定するものとする。

　この覚書の合意の証として、本書を3通作成し、それぞれ1通を所有するものとする。

　　年　　月　　日

埼玉県幸手市東４丁目６番８号

　幸手市

幸手市長　　木 村 純 夫　　　 印

　　　　　　　　　　教育機関

　印

インターンシップ生

印